

海津市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成29年5月12日に海津市議会第1回臨時会を海津市議場に招集する。

また、同法第102条の規定により、付議すべき事件を下記のとおり示す。

平成29年5月1日

海津市長 松 永 清 彦

付議事件名

1. 専決処分の報告について（地方自治法第180条第2項）
2. 専決処分の承認を求めることについて（地方自治法第179条第3項）
3. 専決処分の承認を求めることについて（地方自治法第179条第3項）
4. 専決処分の承認を求めることについて（地方自治法第179条第3項）
5. 工事請負契約の締結について（日新中学校大規模改造工事）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	飯 田 洋 君	3番	六 鹿 正 規 君
4番	堀 田 みつ子 君	5番	松 岡 光 義 君
6番	赤 尾 俊 春 君	7番	川 瀬 厚 美 君
8番	浅 井 まゆみ 君	9番	橋 本 武 夫 君
11番	伊 藤 誠 君	13番	服 部 寿 君
14番	水 谷 武 博 君	15番	森 昇 君

不応招議員（なし）

平成29年海津市議会第1回臨時会

◎議事日程

平成29年5月12日（金曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 副議長の選挙
日程第4 議会運営委員の選任について
日程第5 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程第6 報告第2号 専決処分の報告について
日程第7 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
日程第8 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
日程第9 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
日程第10 議案第36号 工事請負契約の締結について
-

◎出席議員（12名）

1番	飯田洋君	3番	六鹿正規君
4番	堀田みつ子君	5番	松岡光義君
6番	赤尾俊春君	7番	川瀬厚美君
8番	浅井まゆみ君	9番	橋本武夫君
11番	伊藤誠君	13番	服部寿君
14番	水谷武博君	15番	森昇君

◎欠席議員（なし）

◎欠員（3名）

◎開会宣告

○議長（森 昇君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成29年海津市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において4番 堀田みつ子君、5番 松岡光義君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（森 昇君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今臨時会の会期、本日の1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日の一日とすることに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（森 昇君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

この選挙は地方自治法第118条の規定により行うものであります。

選挙の方法についてお諮りします。選挙の方法には、投票によるものと指名推選によるものがございますが、どちらの方法で行ったらよろしいですか。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） ただいま投票によるものと発言がありました。

選挙の方法は投票により行ってよろしいですか。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行います。

議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（森 昇君） ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に6番 赤尾俊春君と7番 川瀬厚美君を指名します。

当選人の決定につきましては、法定得票数、有効投票の4分の1以上の得票数がある者の中から最高得票数をもって当選人といたします。なお、最高得票数が同じである場合には、くじで当選人を決めることになっております。

では、投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（森 昇君） 念のため申し上げますが、投票は単記無記名でお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 昇君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（森 昇君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（伊藤尚幸君） 1番 飯田洋議員、3番 六鹿正規議員、4番 堀田みつ子議員、5番 松岡光義議員、6番 赤尾俊春議員、7番 川瀬厚美議員、8番 浅井まゆみ議員、9番 橋本武夫議員、11番 伊藤誠議員、13番 服部寿議員、14番 水谷武博議員。議長は最後に投票します。森昇議員。

[投票]

[議長投票]

○議長（森 昇君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 昇君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行います。赤尾俊春君、川瀬厚美君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（森 昇君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票。有効投票10票、無効投票2票です。

有効投票のうち、服部寿君10票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、服部寿君が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（森 昇君） ただいま副議長に当選されました服部寿君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

それでは、副議長に当選されました服部寿君、就任の御挨拶を壇上にてお願いします。

〔副議長 服部寿君 登壇〕

○新副議長（服部 寿君） 皆さん、おはようございます。

ただいま副議長選挙におきまして、不肖、私を当選人として決めていただきまして、まことにありがとうございます。

文字どおり森議長を補佐して、議会の円満な、円滑な運営に邁進する覚悟でございますので、議員各位におかれましてはより一層、また御指導、また御協力賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

一つだけ心配事がありますが、合併して12年になりますが、議長を含めいろんな要職を務めさせていただきましたが、副議長の職は初めてでございますので、出しゃばらず、本当に議長を補佐する立場で邁進する覚悟でございますので、また再度お願いを申し上げます。

本当にありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（森 昇君） ありがとうございます。

◎議会運営委員の選任について

○議長（森 昇君） 続きまして日程第4、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員に欠員が出ましたので、委員会条例第7条第1項の規定により服部寿君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員は服部寿君を選任することに決定しました。

◎岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（森 昇君） 日程第5、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、議長において市長 松永清彦君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました市長 松永清彦君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました市長 松永清彦君は岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第32条第2項により告知をいたします。

◎報告第2号 専決処分の報告についてから議案第36号 工事請負契約の締結についてまで

○議長（森 昇君） 日程第6、報告第2号から日程第10、議案第36号までの5議案を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 本日、ここに平成29年海津市議会第1回臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

今回、臨時会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次説明申し上げます。最初に報告案件4件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第2号の専決処分の報告については、昨年10月23日に平田町高田地内の市道海津23679号線で発生した道路上の穴により、右側前輪及び後輪を破損させたことによる自家用車破損事故につきましては、北方町在住の運転者及び岐阜市在住の所有者と和解し、損害賠償金を支払うものであり、地方自治法第180条第1項の規定により平成29年4月10日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

報告第3号の専決処分の承認を求めることについては、歴史民俗資料館の金廻四間門樋展示収蔵庫の屋根テントが破損し、雨水降り込みや鳥害など、市指定文化財の保存に重大な影響を及ぼすおそれがあり、早急に修繕する必要が生じたため、平成29年度海津市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により平成29年4月3日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容につきましては、歳入歳出にそれぞれ1,118万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ160億2,018万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、教育費の社会教育費、歴史民俗資料館管理費で金廻四間門樋保管庫テント全面張りかえ工事監理委託料24万8,000円、金廻四間門樋保管庫テント全面張りかえ工事1,094万1,000円を追加し、その財源として繰越金1,118万9,000円を充てております。

報告第4号の専決処分の承認を求めることについては、地方税法の一部を改正する法律が一部の規定を除き平成29年4月1日に施行されたことに伴い、個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式決定の明確化、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長、固定資産税における震災等により滅失した償却資産等に対する軽減特例措置、我がまち特例の導入、軽自動車税におけるグリーン化特例の延長などを主な内容とする海津市税条例の一部を改正する条例を平成29年3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

報告第5号の専決処分の承認を求めることについては、地方税法施行令の改正に伴い、低所得者世帯に対する軽減措置拡充のため、国民健康保険税の世帯軽減判定所得の引き上げを内容とする海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成29年3月31日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、その他案件について御説明申し上げます。

議案第36号の工事請負契約の締結については、日新中学校大規模改造工事につき、7者参加による4月26日の指名競争入札の結果、海津市海津町馬目404番地3、株式会社伊藤工務店と契約額5億544万円税込みで契約締結するもので、海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 昇君） 市長より報告並びに提案理由の説明が終わりました。

これから順次、質疑・討論・採決を行います。

なお、報告第2号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項に基づく報告ですので、質疑・採決は行いません。

それでは報告第3号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） 4月3日に専決をしたということなんですけれども、実際のところ、入札はたしか4月26日にしたというふうなことも聞いたんですが、この4月26日に入札というふうだったら、臨時会が開けたのではないかというふうに思うんですけれども、確かに早急に直す必要があったということはわかるんですね。でも、議会にやはりきちんと付して決定していくというふうなことが本筋ではないかなと思うのでお尋ねするんですけれども、実際に4月26日に入札する、そのためには、補正予算が4月3日に決まっていなくちゃダメだったのかというふうなことを教えていただきたいことと、それとともに、金廻門樋の保管というのがテントで本当によかったのかなあというふうなことを言われる方もあると思うんですよね。そういうことも含めて、本当にこれでよかったのかということも審議していくべきではなかったかなというふうに思うものですから、その点についても含めて、もう少し詳しく経過をお願いしたいと思います。

○議長（森 昇君） 総務部長 青木彰君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（青木 彰君） 御答弁いたします。

最初の専決日4月3日、それと入札日4月26日ということで、その間に議会が開けなかったかということですが、4月3日に専決いたしまして、早速、入札の準備の事務手続が必要となります。4月5日に指名業者の選定委員会を開催しております。そのときには予算がないと入札できませんので、そういったことで早急に専決処理をさせていただいたところでございますので、よろしく願いいたします。

また、工事の内容については教育委員会のほうから御答弁があると思います。よろしく願いいたします。

○議長（森 昇君） 教育委員会事務局長 伊藤精治君。

○教育委員会事務局長（伊藤精治君） 金廻四間門樋の展示収蔵庫につきましては、平成12年3月22日に完成しております。この際、私も資料を確認しましたが、いろんな形の収蔵庫の検討がなされております。この中で一番安価に建築できるものとして、俗にいうテント倉庫の形状をしたものが採用されたものと認識しております。

それと、金廻四間門樋の持つ価値について、ここで御説明させていただきます。

金廻四間門樋は、平成7年2月、揖斐川左岸15キロ付近の小段に埋没した状態で発見されました。その際、建設省中部地方建設局木曾川下流工事事務所、現木曾川下流河川事務所で

すが、埋蔵物の調査を行い、その調査結果が平成12年5月、公益社団法人土木学会が発行する学会誌、土木誌研究第20号に「金廻四間門樋について」という論文で公表されております。これを引用させていただきますと、ここでの金廻四間門樋の評価は、技術史上の価値、地域における意義、文化財としての価値の3点から行われ、重要と思われる3点目の文化財としての価値について概要を御説明させていただきます。

文化財としての価値について、金廻四間門樋は、重要文化財の5つの指定基準である意匠、技術、歴史的価値、学術的価値、流派的・地方的特色のいずれも満たしていると考えられる。また、近代化遺産として捉えることも可能であるとして、最後に総合評価として、金廻四間門樋は江戸時代の最高の水利構造物建設技術に基づき、明治初期の近代化をも具現するところに本質を有する。地域にとって輪中地域の特性を示す価値のある産業遺産として意義が大きい。文化財としても重要文化財としての価値があると考えられる。以上、総合的に評価すると、金廻四間門樋は極めて高い価値を有し、復元・保存をすべきものであると結論づけております。

埋蔵物の調査結果を受けて、建設省は平成11年9月に金廻四間門樋の復元工事を行い、同時に当時、海津町が展示収蔵庫を完成させたものであります。

これは一つの研究論文の評価ではありますが、金廻四間門樋は近代日本土木において、本市の重要な技術遺産であり、現在は国の指定を視野にその準備に入っております。

梅雨入り前の完成は困難な状況になりましたが、今後は台風などによる影響の拡大が懸念されますので、今回、補正予算の専決処分と修繕工事の着工は、貴重な遺産を保全するため、展示収蔵庫の修繕ができる限り早く完了するように最善の措置を講じたものと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） 重要な文化財であることは今の御説明でわかりましたし、その重要な文化財をテントというものの保管でいいのかというようなことを言われる方もあるので、そういうことも審議できる場所が必要だったのではないかなと思うのと、決してそのテントでも悪くないというふうなこと違うところでちょっとは聞きましたけれども、でもそういったことを含めて審議をしなくちゃいけないと思うんですね、実際に決まる前に。

そして、先ほど専決をして、その後4月5日に業者を指名する会議を開いたよというふうに言われましたけれども、例えばこれが26日に間に合わせるためには最低4月5日しかだめだったのかというふうなことを聞いたんです。要はその前にもう少し時間の余裕がなかったのか。そして、4月3日に専決するにしても、その後の専決処分の前に聞いたときには、条例なんかでも3月30日か31日にこういうふうにしてほしいというふうなのに来て、もうす

ぐその日に決めなくちゃいけないから、実際のところ開けませんでしたということを知りましたが、でも今回の補正予算、そういうことはないはずで。今までずっと、何日にテントが破れて、いろんなやらかなくちゃいけないことがあったけれども、それでも臨時会を開くいとまがないわけがない。だって議員は一応、前にも言ったように、どんなときでも応じる構えで議員になっているわけですから、そこを考えていただかないといけないんじゃないかなと思うわけです。そういうことを今後気をつけていただきたいということをお願いします。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○13番（服部 寿君） 過日の全協の折に説明をいただきましたが、あえて議案として提出されましたので、改めてお聞きいたします。

今、事務局長が平成12年に完成したと言われました。それから17年たって、ことし、雪害か風水害かわかりませんが、破損したということではありますが、そのときのメーカーといえますか、施工会社の瑕疵担保的に耐用年数が何年であるかわかりませんが、その設定で補償ができなかったのか。それから、前も言いましたが、建物共済的な保険、いわゆる今申しました雪害であるか風水害であるかわかりませんが、また自然劣化かわかりませんが、保険対応ができなかったのか。そして、入札されたということですが、その後業者がどこになったかわかりませんが、新たな瑕疵担保的に何年もつという保証があるのか。それから今、堀田議員も申されましたように、それがテントでなければならないのか。これからまた17年ないし20年に張りかえなくちゃいけない、1,100万かかるものが、今、文化財的な価値はもう当然でありますので、テントじゃなくて、あれも鉄骨なんですけれども、外側が恒久的な建物にすべきではなかったのか。そのテントであるという判断、再度繰り返しになるかわかりませんが、お答えをいただきたいと思います。

○議長（森 昇君） 教育委員会事務局長 伊藤精治君。

○教育委員会事務局長（伊藤精治君） 私からは、展示収蔵庫の耐用年数についてお答えさせていただきます。

耐用年数の考え方はいろいろあると思うんですが、所得税法あるいは法人税法の償却資産の耐用年数について定めた省令がございます。

こちらは減価償却資産の耐用年数等に係る省令、これは大蔵省がされたことですが、これによりますと、先ほど申し上げたテント倉庫、フレーム構造になっておりますが、そのフレームの金属の厚み3ミリ以下の構造のものについては17年と規定しております。ただ、議員

から御指摘があった被覆材については、合成樹脂製でおおむね10年が張りかえの目安と言われております。長いと15年というような記載もございますが、10年がめどと言われております。

さらに、テント用倉庫を採用した件、それと今後の考え方ですが、議員が御指摘のとおり、今後10年後にはまた張りかえの目安がやっけてまいります。また、耐用年数十何年という件も考えますと、次の段階では展示物の重要性など考慮すると、また違ったものが検討されるものと思います。以上です。

○議長（森 昇君） 総務部長 青木彰君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（青木 彰君） 保険の点について御答弁させていただきます。

この案件につきましては、全国自治協会の建物共済に加入しておりまして、確認・交渉いたしました。損害状況が片屋根部分全体が下げた状態でございます。自治協会の建物共済のほうに規定がございます。免責規定がありまして、自然の消耗もしくは劣化に起因する損害というような規定に該当するということで免責とされました。ということで、損害補償の対象とされませんでした。あくまで状況・状態からのジャッジでございましたことを御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○13番（服部 寿君） ありがとうございます。

そこで、答弁できるかどうかわかりませんが、4月26日に入札があったということではありますが、当然、議会に付する金額ではありませんけれども、業者等々、あと入札、落札価格、それと今申しましたテントの今後の耐用年数と、今の基準的なことはいいんですけれども、フィルムのいうとテント、いわゆる被覆ビニール等なんです。我々のハウス等の施設のフィルムを15年保証とか、そういうのがあるんですけれども、我々のところはメーカーが15年保証と言ったら、13年、12年でもし自然的に被害があったら保証していただけるんですが、そういった点ですね。今後のことで結構なんです。規定的に、契約的にそういうことは結べないものか、メーカーが言っておる何年もつというのを、もし教えていただければありがたいかなと思います。

○議長（森 昇君） 伊藤精治君。

○教育委員会事務局（伊藤精治君） 落札業者は伊藤工務店でございます。落札金額は申しわけございません、今は把握しておりません。

御指摘のあった被覆材については、今回も防火2級品相当ということで、現在の被覆材と同様のものを指定されております。また、これは一般的なもので、テント用建物にはこの程

度の素材が使われているのが一般的です。また、保証期間というものはないと存じ上げております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○13番（服部 寿君） メーカーは絶対何年もつというふうとうたっておると思いますが、それによってこれからの契約をされたと思うんですけれども、今後15年また17年後に自然劣化的に破損する、それが13年なら、15年とうたっておるなら、13年やったら本当に申しわけない、保証期間でありますから張りかえてくださいということも言えると思うんですけれども、それだけこうはきつくは言えないものでしょうか。民間でしたら当然ですけれども、保証期間中に破れたら保証してよということが言えるんですけれども、そういうことを言えるようにしてもらわないと、破れたから公で直しますとあって、また1,000万くらいかかるということは、大変市民にも説明がいかないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森 昇君） 伊藤精治君。

○教育委員会事務局長（伊藤精治君） 先ほど落札価格についてお答えしませんでしたので、落札価格は1,080万円だったということです。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） 日にちのことを聞き漏らしたので、4月26日に入札するためには4月5日じゃないとだめだったんですかということに対する答えがなかったので、最低でも26日から前何日に何かをやっておかないとだめだったんだよということはどうなんですか。その点について、順番に考えるためには、どういうふうな手順が踏まれるのは何日前に最低やらなくちゃいけないからとか、そういうことでこの4月3日というふうだったのか、その点についてのお話がなかったので、4月3日に決めて5日というふうに言われたけれども、その5日がタイムリミットだったのかということをお願いしたいと思いますが、その点だけ。

○議長（森 昇君） 青木彰君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（青木 彰君） 御答弁いたします。

4月26日の入札はこの四間門樋だけでなく、新年度予算で計画しております工事等々、多く工事がございます。その中の一つに含めて入札をしたわけがございます。

それと、日にちについては1日、2日は土・日でございまして、議会は休会。月曜日の3日、早速新年度予算でということで、3月全協の折にも専決でお願いするような説明をさせていただいておりましたが、新年度早速ということで最初の月曜日に専決をさせていただいております。それでないと、その間の26日までの入札の準備、業者を決めてから業者への連

絡等々に事務的な時間が要するというので、早速新年度予算での専決処理に踏み切りました。よろしく願いいたします。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第3号を採決いたします。

お諮りします。報告第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第4号を採決いたします。

お諮りします。報告第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、報告第4号の専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第5号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。
質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第5号を採決いたします。

お諮りします。報告第5号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

続きまして、日程第10、議案第36号 工事請負契約の締結についての質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） 何点かお願いします。

まず、この指名業者の入札執行一覧表というのを参考資料として見せていただいて、一つ考えたことは、価格の事前公表ということをしていただいたら、こうした第1回に落ちなかった、そして第2回目に、ほか全部辞退して、1者だけが入札の金額を入れたというふうなこういうことがなかったんじゃないかなというふうに思うんですけども、当然、予定価格の事前公表というのを岐阜市はやっているのかなというふうに思うんですけども、そのホームページの中に書いてあったことは、入札の公正性、透明性を確保する視点から適切であると考えられることというふうなことが一つ載っていました。業者が予定価格を探ろうとする不正

な行為の防止に効果があると考えられる。その次に、業者がみずからの積算をもとに、入札に参加するかどうかの意思決定を行う場合の判断基準になるということも書いてあったんですね。

だから、実際に辞退が全部あってしまうと、これが入札価格、事前公表してあって、第1回目にそもそもが1者しかやらないよみたいなことだと、入札自体が成立しないというふうになってしまうのではないかなあということも考えられるけれども、でもこうやって1回目は予定価格より上だったからだめだったんだよ、でも次のときには1者しかなかったよ、そういうことがなくなるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点についての考え方。

それと、もう一つ考えられることは、積算自体が低かったのかなあ、どうなのかなあということも一つには考えられること。その点についてをお聞きしたいなあと思うのと、前に入札についてのお話の予算特別委員会の際に、国の指導で積算価格を予定価格とするというふうなことは前に聞きましたので、それはそうなのでしょう。積算価格をきちんと、それが正解だったのかというふうなことも考えなくちゃいけないかなというふうなことも思うことと、もう一点は、業者の方も働いている人をきちんと保護というか、対応していくということも必要だと思うので、今、県のほうでは公契約条例といって、発注する公共工事とか委託事業を切り下げないダンピングというか、低くやり過ぎないというふうなことも必要だしということで、そういうことも含めながら、契約についてももう少し考えていただいたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、その点についてお答えをお願いしたいんですけど。

○議長（森 昇君） 総務課長 寺村典久君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（寺村典久君） まず予定価格の公表の件でございますが、予定価格については1,000万円以下のものについては予定価格を公表しておりますが、それ以上のものについては公表しておりません。

したがって、今回の入札についても予定価格は公表はされておきませんので、1回目で落札できなかったというような状況が起きたということでございます。

ちなみに、この入札につきましては、7者の指名競争入札でございますが、電子入札で行っておりますので、そのあたりのところは辞退が出たということにつきましては、先生おっしゃる部分のところも重々承知はするわけでございますけれども、あくまで私どもは海津市建設工事請負業者選定要綱に基づいて適正に選定をして、発注をさせていただいているというような結果として、こういう状況になったというふうに御判断をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

その他の云々につきましては、今、先生がおっしゃったことも踏まえ、国等のところも踏まえながら、今後検討していくべきところは余地として残っているのではないかなというふう

に推察いたしますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） 今、以下だったら事前公表をしていますよというふうに言われますけれども、本当に大事なのは以下だけじゃないでしょうか。全部をどうせだったら予定価格は事前公表をして、そして先ほど申し上げたように、そもそもの参加するかどうかの意思表示が前もってわかれば、もうちょっとほかにも業者を選定ができるんじゃないかということもあるし、そういうことを考えれば、やはり今後、当然検討というよりは、まず事前公表をやって、岐阜市のホームページなのか、その公表のことについては、こういうことをやりながら、いろんな問題が出てきたらまた検討をして、やり直しをしながらやりますよとみたいなことが書いてあったから、同じように1,000万円以下ができるんだったら、どうして以上はできないのというふうに思いますので、やはり先ほども申し上げたように、いろんな不正行為の防止だとか、それからみずからも積算をもとに参加するか意思決定が行われることがあると思いますので、その点をよろしく願いしたいと思います。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） 今回のこの契約の問題ですけれども、これで異議あるわけではございませんけれども、ただこういった参考資料等を見せていただいて、業務の概要として3点ほど上げてあると。こういったことに対して、私どもはこの部分を一切知らずして約5億も請負金額、また契約金額に異議なしというのは、ちょっと市民の皆さんにお話しするにはどうかなと思ひまして、ここに掲げてある3点ですか、アバウトで結構でございますけれども、建築工事には大体これぐらいかかりますよというようなことをちょっとお示しいただけるならばいいのかなということを考えますので、お願いいたします。

○議長（森 昇君） 教育委員会事務局長 伊藤精治君。

○教育委員会事務局長（伊藤精治君） 議員から御指摘いただきました建築・電気・機械設備それぞれの設計金額については、済みません、把握しておりません。ただ、工事概要、工事の内容についてお答えすることができますので、大まかな内容について御報告させていただきます。

まず、校舎、日新中学校は3階建ての南舎と4階建ての北舎がございます。こちらについて教室の照明器具のLED化が全てございます。それから、それらの教室の窓について防災対策として飛散防止フィルムをつけて災害対策を行います。それから、一番大きいのですが、特別教室も含めて全ての教室にエアコンディショナーを設置すること。それから、これも全

てですが、トイレについて全て洋式化をする。

このほかにつきましては、それぞれ校舎の劣化などを調査した結果、屋根の防水が時期が来ておりますので、これを更新する。それと、校舎それぞれ外壁にクラックが多数生じておりまして雨漏りの原因になりますので、クラックの修復のため外壁の工事を行います。

そのほか学校教育課では、児童・生徒の皆さんにフッ素塗布を進めておりますが、歯磨きの奨励のため、歯磨きを行う場所として水道設備等の増設を行います。また、食堂について雨漏りがございますので、雨漏りの補修を考えております。あと、体育館について、女子トイレが設備が不十分でございますので、女子トイレについて改修を行います。あと、床などの改修につきましては、劣化する部分のみ行います。あと、壁についても同様です。

以上が大体工事の概要になります。

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） ありがとうございます。

できましたら、後日で結構でございますけれども、先ほどお尋ねした件、大まかで結構ですけれども、分類してお分けして資料としていただけるならばありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。議案第36号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（森 昇君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして閉会といたします。御苦労さまでございました。

（午前9時54分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成29年 6月21日

議 長 森 昇

署名議員 堀 田 みつ子

署名議員 松 岡 光 義